

東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
三井住友DSアセットマネジメント株式会社

**米国分散投資戦略ファンド（1倍コース／3倍コース／5倍コース）
愛称：USブレイン1／USブレイン3／USブレイン5
信託約款の変更（予定）に関するお知らせ**

このたび、弊社では、以下の証券投資信託（以下「当ファンド」といいます。）の信託約款の変更を予定しておりますので、お知らせいたします。

当ファンドの信託約款の変更につきましては、法令および信託約款の規定に基づき、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。

1. 対象となる証券投資信託

米国分散投資戦略ファンド（1倍コース）

米国分散投資戦略ファンド（3倍コース）

米国分散投資戦略ファンド（5倍コース）

2. 変更の内容およびその理由

（1）変更の内容

当ファンドが主要投資対象とする外国投資信託を運用している投資顧問会社をTCWアセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシーから弊社（三井住友DSアセットマネジメント株式会社）に変更いたします。それに伴い、主要投資対象とする外国投資信託のファンド名称を変更するものです。

変更後	変更前
ケイマン籍円建外国投資信託証券	ケイマン籍円建外国投資信託証券
<u>SMDAM Qアルファ・レバード・US・ディバーシフィケーション・ファンド</u> （円ヘッジクラス）	<u>TCW Qアルファ・レバード・US・ディバーシフィケーション・ファンド</u> （円ヘッジクラス）

※当変更に伴い、当ファンドの運用管理費用（信託報酬）、投資対象とする外国投資信託の運用管理費用および当ファンドの実質的な負担に変更はありません。

（2）変更の理由

当ファンドが主要投資対象とする外国投資信託（以下「外国投資信託」といいます。）の運用を担う投資顧問会社（TCWアセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（以下「TCW」といいます。））より、当該ファンドの運用戦略から撤退する方針である旨の連絡を受けました。これを受け、弊社（三井住友DSアセットマネジメント株式会社）にて、外国投資信託の運用継続が当ファンドの受益者の皆さまの利益に資するかを検討いたしました。検討の結果、外国投資信託の投資顧問会社を弊社へ変更し、商品性の維持（米国時間での売買注文処理

およびコモディティ先物のライセンス等）の観点から、TCWが引き続き組入資産の売買注文の執行を担うものの裁量権をもたない形へと役割を変更することが、当ファンドの受益者の皆さまの利益に適うものとの結論に至りました。また、これにより、基本となる運用手法およびリスク水準を維持しつつ、運用成績の改善を図ることにより、当ファンドの品質向上に資するとの判断に至りました。

3. 変更適用予定日（信託約款の変更がその効力を生ずる日）

2026年3月31日

4. 書面決議

- ・2026年2月9日時点の受益者の皆さまに「信託約款変更 議決権行使書面」等をお送りしますので、賛否および必要事項をご記入のうえ、2026年3月11日までに弊社に到着するよう返信用封筒にてご返送ください。なお、ご賛成いただける受益者の方は、「信託約款変更 議決権行使書面」をご返送いただく必要はございません。
- ・2026年3月12日に書面決議を行い、信託約款の変更に対する賛成が議決権の3分の2以上にあたる場合、信託約款の変更を行います。議決権の3分の2以上にあたる賛成が得られなかった場合は、信託約款の変更を実施しません。
- ・書面決議の結果、以下の状況において、各々のコースで信託約款の変更を実施する場合と実施しない場合があります。重大な約款変更の内容である、主要投資対象である外国投資信託の投資顧問会社の変更ができない場合は、その運用体制に重大な影響が生じ、運用の継続が不可能となります。結果として、信託約款の変更が否決されたファンドの運用継続が困難となり、当該ファンドの信託約款第39条第2項または同条第6項に該当する事項となるため、該当コースの信託を終了（繰上償還）する予定です。

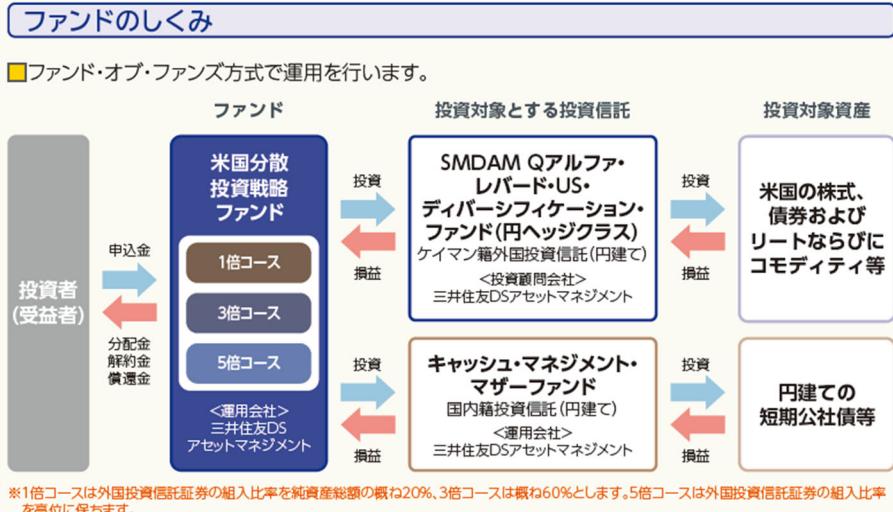
- 「米国分散投資戦略ファンド（5倍コース）」で可決された場合

重大な約款変更の内容である、主要投資対象である外国投資信託における投資顧問会社の変更が実施されます。「米国分散投資戦略ファンド（1倍コース）」または「米国分散投資戦略ファンド（3倍コース）」のうち、信託約款の変更が否決されたファンドについては、重大な約款変更の内容を反映した外国投資信託への投資が不可能となり、当初の運用目的を達成できないため、**信託約款第39条第6項**に定める「真にやむを得ない事情」に該当し、信託を終了（繰上償還）する予定です。

- 「米国分散投資戦略ファンド（5倍コース）」で否決された場合

重大な約款変更の内容である、主要投資対象である外国投資信託における投資顧問会社の変更が行われないこととなり、運用の継続が不可能となります。結果として、米国分散投資戦略ファンドの全てのコースで運用の継続が困難となります。「米国分散投資戦略ファンド（1倍コース）」および「米国分散投資戦略ファンド（3倍コース）」の書面決議で信託約款の変更が可決された場合でも、主要投資対象である外国投資信託の存続が不可能となるため、各コースの信託約款の変更は実施できず、**信託約款第39条第2項**に定める「主要投資対象とする別に定める投資信託証券が存続しないこととなる場合」に該当し、信託を終了（繰上償還）する予定です。

<ご参考>信託約款変更成立時の目論見書の記載：米国分散投資戦略ファンドの「ファンドのしくみ」



5. ご留意事項

- ・2026年2月6日以降、当ファンドをお申込みいただいた受益者の方は、本件信託約款の変更に関し、議決権はありません。
- ・当ファンド購入の際は、上記の内容をご確認のうえ、お申込みください。

以上

<本件に関するお問い合わせ>

三井住友 DS アセットマネジメント コールセンター **0120-88-2976**

受付時間：午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）

<お客様の個別のお取引内容についてのお問い合わせ>

お取引先の販売会社にお問い合わせください。